

東区民文化センター「令和4年度文化芸術促進事業」
公演作品 募集要項

「文化芸術促進事業」は地域において様々な文化活動を行っている団体や、新たな文化創造を発信する団体（以下、『企画団体』という）と公益財団法人広島市文化財団 東区民文化センター（以下、『当館』という）の双方が共同して実施するものです。音楽、演劇、舞踊等の文化団体の公演及び普及・継承のためのセミナー等を、当館が広報や会場提供の支援を行い、施設の新たな利用の提言や作品の鑑賞機会を市民の皆様を提供するとともに、文化事業への理解と関心を高め、地域文化の振興を図ります。

1 募集企画の概要

(1) 施設使用期間

(連続開催)

準備・撤収・リハーサルを含み最長5日間（開催（公演）日数は3日以内）まで

※期間内に開催（公演）回数が2回以上のものに限りません。

※上記の最長5日間の期間とは別に稽古・予行演習日として2日間利用できます。

(期間開催)

準備・撤収・リハーサルが1～2日間で完結し2回以上の開催（公演）をするもので、延べ日数は5日まで

※各開催（公演）日の間隔を5日以上空けた開催（公演）に限りません。

※上記の延べ5日間の期間とは別に稽古・予行演習日として2日間利用できます。

施設予約について

一般利用と同様に申し込んでください。当該企画における施設の確保は当館ではいたしません。

(2) 施設利用料及び附属設備利用料

該当日の利用料は当館が負担します。

(3) 入場料・参加料収入について

入場料・参加料収入について、全売り上げの9割を企画団体の収入とし、1割を当館の収入とします。

(4) その他支援の内容

- ・広島市内の区民文化センターでのチケット販売及び、公共施設へのチラシ配付等を行います。
- ・（公財）広島市文化財団が発行する文化情報マガジン to you 及び当館ホームページへ開催（公演）に関する情報を掲載します。
- ・東区民文化センターが配付するポスター印刷
- ・東区民文化センター仕様のチケット台紙の提供（印刷は企画団体）
- ・その他、事業に関するアドバイス等を行います。

※場内整理・受付・制作にかかる作業の労務提供は行いません。

2 公演期間

令和4年5月2日～ 令和5年3月10日

3 対象

助成の対象となる企画

邦楽、演芸、クラシック音楽、演劇、ミュージカル、ダンス等の鑑賞を主目的とする公演及び普及・継承のためのセミナー等で、次の全ての要件に該当するものとします。

- 1 広く市民に公開されること。
- 2 非営利の企画であること。
- 3 政治又は宗教活動と関わりのない団体であること。
- 4 公序良俗に反しない企画であること。
- 5 当館の施設 PR・イメージアップへ貢献するもの。
- 6 施設の新たな利用の提言があるもの。
- 7 広島を活動拠点とする団体の事業で年1回以上実施しているもの。
- 8 有料の公演であるもの。

対象とならない企画

- ア 団体の活動成果の発表を主体とする企画。
- イ 興行その他営利を主な目的とするもの及び特定企業の広報・宣伝活動と認められるもの。
- ウ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの。
- エ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの。
- オ 文化祭・クラブ活動など学内の関連行事として行われるもの。
- カ 広島市及びその関係団体等から助成金・補助金・負担金等の交付をすでに受け、又は受けることが予定されているもの。

4 提出書類

- ①申込書（別紙 様式 1）
- ②開催（公演）企画書（別紙 様式 2-1・2-2）
- ③開催（公演）予算計画書（別紙 様式 3）
- ④令和元年以降の公演実績（様式は問いません）
- ⑤その他作品・団体についてわかるもの（様式は問いません）

※様式に記入しきれない場合、補紙を使用するかデータに追記してください。

- 5 募集期間（下記期間で団体数が上限に満たない場合、期間延長や2次募集を行います）
令和3年11月16日～令和3年12月28日 ※必着。（事前相談は12月19日まで。）

6 企画団体の選定

2 団体程度

※1月に団体選定会議で選定し、2月末までに選定の可否を通知します。

7 協定書締結

選定された公演の主催者は、公演を円滑に開催するため公演日の3か月前までに、業務及び経費分担等について、共催協定書を締結します。（公演日の3か月前までに締結が困難な場合は別途協議させていただきます。）